

議事要旨 金融危機対応について

(1) 実務対応報告「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」について

冒頭、西川委員長より、実務対応報告「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」については、本日の審議の後、公表を議決する予定である旨の説明がなされ、引き続き秋葉主席研究員より、公開草案に寄せられたコメント及び当該「コメントへの対応」について説明がなされた。

委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ ある委員から、市場価格によるか合理的な見積りによるかは会社の判断によって異なり、また合理的な見積りについてもブローカーにより異なることもあり得るが、会社が適正と考えたものを認めると考えてよいかとの確認がなされた。これに対し事務局からは、実務対応報告は現行の取扱いを確認するものであり、個別の事情に応じて合理的に判断されることになるとの回答がなされた。
- ・ 別の委員から、実務対応報告において具体的な商品を例示することは誤解を生じるものの、現在の特殊な状況下における変動利付国債や物価連動国債について、合理的な見積りによることを排除するものではないことを確認したいとの発言があった。これに対し事務局からは、「コメントへの対応」において、そのような状況にある商品については個別の事情に照らし合理的に判断することとしており、また、当該「コメントへの対応」を速やかに公表する予定であるとの説明がなされた。
- ・ 別の委員から、ブローカーからの見積りを使用する場合に、当該見積りについて適正かどうか企業自身が検討することを示す必要があるのではないかと意見が述べられた。これに対し事務局から、「コメントへの対応」において、金融商品実務指針第 102 項に記述されているように、自らの責任で使用することができることを示すこととする旨の回答がなされた。
- ・ 複数の委員から、減損について、現在の特殊な状況下で判断することは困難であるとの意見が述べられた。これに対し事務局から、米国においても状況は同じものと考えられるが、日本における金融商品実務指針では、より詳細な定めが設けられているとの説明がなされた。
- ・ また、複数の委員より、本実務対応報告の適用にあたっては財務諸表利用者の理解に資すると考えられる場合にその概要を注記することとしているが、当該注記の位置付けについて確認がなされた。これに対し事務局からは、当該注記は追加情報に該当するものであり、「コメントへの対応」において明示するとの説明がなされた。

審議の後採決が行われ、出席委員全員の賛成により、本実務対応報告の公表が承認された。

(2) 金融資産に係る保有目的区分の変更について (IASB の状況報告)

山田 IASB 理事より、最近の金融危機への IASB の対応の全体像及び金融資産に係る保有目的区分の変更に係る国際財務報告基準 (IFRS) の改訂概要について報告がなされた。

委員からの発言及び山田理事からの説明は以下のとおりであった。

- ・ ある委員より、EU の要請を受けた今回の基準改訂を実際に適用する企業、EU からの追加的な要請の有無について質問があった。これに対して、山田理事からは、現時点で、適用を表明している企業を承知していないとの回答があった。また、EU 側から正式な追加要請はまだないものの、いわゆる公正価値オプションから他の保有目的区分への振替、持分金融商品の減損の戻入れも認めて欲しいとの声が周辺から聞こえている、との回答があった。
- ・ ある委員より、今回の改訂が米国会計基準との条件の均等化 (level playing field) を達成するものであれば、現在の IFRS にある減損の戻入れの規定を取り除くことになるのではないかと、との質問があった。これに対して、山田理事からは、減損に関して EU から IFRS の規定を維持することが要請されており、米国会計基準との差異は解消されていないことが回答された。
- ・ ある委員より、IFRS における「貸付金及び債権」には一部の債券が含まれる可能性があり、そのような債券を「稀な状況」の条件なく償却原価に振り替えることが可能となるため、米国会計基準よりも取扱いの幅が広がっているのではないかと、との指摘があった。
- ・ ある委員から、IFRS の改訂が 7 月 1 日に遡って適用が可能である点について、どのような議論があったのかとの質問があった。これに対して、山田理事からは、EC との交渉の結果であるが、IASB としては、最大ユーザーの EU の要請や、EU の基準一部停止 (carve-out) により IFRS が世界的な基準として広まりつつある現在の動きをとめる懸念、基準の一部停止が各国に広まる懸念との微妙なバランスの調整をとった政治的な決定であると回答された。

(3) 論点整理「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理 (案)」について

冒頭、西川委員長より、論点整理「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」については、本日の審議の後、公表を議決する予定である旨の説明がなされ、引き続き秋葉主席研究員より、論点整理の内容について説明がなされた。

委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ ある委員より、改正の適用開始日についての論点が含まれていない点について確認が求められた。これに対して事務局からは、改正基準を遡って適用するかどうかの論点 4 の議論が収束して適用開始日の議論に移るとの認識を示した。
- ・ 複数の委員より、論点整理 (案) においては改正の方向性が示されていない点、改

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

正することとした場合の会計処理について記載がないことについて確認が求められた。これに対し事務局からは、本論点整理（案）は、現段階では、方向性を決めずに議論の出発点から一般からの意見を求めるものであり、改正が必要と考える関係者は、どのような場合にどのような理由で必要と考えるのか示して欲しいと考えている旨の説明がなされた。また、緊急の対応で公表する本論点整理の性格も考慮し、論点を絞ることとしているため、会計処理等については公開草案の段階に任せる予定であることが回答され、併せて、IFRS 等における現行の会計処理を参考として脚注にて記述することとされた。

- ・ 複数の委員より、国際的な会計基準と平仄を合わせることを念頭に置けば、論点 3 の「その他有価証券から満期保有目的の債券への振替」については、「稀な状況」に限定する必要はないのではないかと質問がなされた。これに対し事務局から、論点 3 は今回の IASB の緊急的な見直しとは別の既存の差異に該当するものであり、出発点を異にしているとの説明を行ったが、議論の結果、IASB においては「稀な状況」に限定していないことから「一定の場合」として修正することとされた。
- ・ あるオブザーバーから、債券の保有目的区分の変更について改正を行わない場合、いわゆる東京合意に影響はないのかとの質問がなされた。これに対し事務局からは、短期の対応において改正しない場合であっても、中長期プロジェクトの中で議論がなされる見込みであるとの説明がなされた。

審議の後採決が行われ、出席委員全員の賛成により、本論点整理の公表が承認された

以 上